

安倍政権は集団的自衛権の行使を可能にし、自衛隊の海外での活動範囲を広げることが盛り込んだ安全保障関連法案を今国会に提出した。「憲法違反」との批判が相次ぐ同法案の問題点について、弁護士で憲法改悪阻止各界連絡会議（憲法会議）代表幹事の吉田健一氏に5回にわたり解説してもらった。

去る5月15日、安倍政権が国会に提出した安保法制は、日本が集団的自衛権を行使し、自衛隊の海外派兵を拡大することを認める「戦争法案」といえるものだ。



○ ○

憲法違反の集団的自衛権

戦争参加への危険は否定できない



安倍首相は「専守防衛に揺るぎはない」と強調するが…

上許されないと再三説明してきた。

ところが、安保法制では、日本が武力攻撃を受けていなくとも、「わが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆

害会の参考人質疑において、与党推薦も含む著名な憲法学者3名全員が口をそろえて「憲法違反」と発言したのも、いわば当然のことなのである。

○ ○

しかも、政府は、イランに接するホルムズ海峡に敷設された機雷に対する掃海活動にまで、集団的自衛権を行使して自衛隊が出動すると説明している。掃海活動が武力行使であることは国際的にも自明のこととされているが、石油の確保という経済的な事情から海外での武力行使を認める点でも問題は重大だ。満蒙（中国東北部）が日本の生命線であるとして資源

を確保するために中国に日本軍を送ったことにもつながる危険な発想だ。アメリカのベトナム戦争やソ連のアフガニスタン侵攻など、大国の軍事介入や侵略戦争が集団的自衛権の行使の名のもとに行われてきた歴史を見ても、日本が侵略戦争に参加する危険を否定することはできない。

憲法の平和主義を踏みこむものであることは明白である。（つづく）

一橋大学卒業後、1980年に弁護士登録。02年から憲法会議代表幹事。04、06年に自由法曹団幹事長。横田基地公害訴訟弁護団や沖縄反戦地

基軸

安保法制を斬る

①

憲法会議代表幹事・弁護士 吉田健一

日本国憲法9条は、日本が戦争を放棄して陸海空軍その他の戦力を保持しないことを明記している。ところが、集団的自衛権を行使するということは、日本が武力攻撃を受けていないにもかかわらず、同盟国が受けた武

力攻撃に対して日本も参戦して武力行使することになる。当然、海外での武力行使にも及ぶ。だからこそ、歴代政府は、専守防衛を前提として自衛隊が憲法に違反するものでないとしながらも、集団的自衛権の行使は憲法

される明白な危険がある事態（「存立危機事態」）においては、同盟国が受けた武力攻撃に対して自衛隊が防衛出動して武力行使することを認める。それは歴代政府の説明にも明白に反するものだ。6月4日、衆議院憲法審

議会の参考人質疑において、与党推薦も含む著名な憲法学者3名全員が口をそろえて「憲法違反」と発言したのも、いわば当然のことなのである。

主弁護団などで活動。